資料２－１

少額輸入貨物に係る簡易税率の見直し

令和８年１１月２０日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

少額輸入貨物に係る簡易税率の制度の概要

○ **簡易税率**とは：課税価格の合計額が**20万円以下**の輸入貨物においては、輸入者が希望しない場合を除き、一般の関税率とは別に定められた**簡易税率**が適用。納税事務等の**負担軽減**による貿易の円滑化のため、平成５（1993）年に導入。

○ 税率区分：品目を大別した**７つの税率区分**から該当する区分を特定（⇔一般の関税率の場合、数千の品目から特定）

○ 適用対象：ニット製衣類、革製品等の22項目は、国内産業に対する影響等を考慮し、簡易税率の**適用除外**。

経緯

＜制度導入＞ -平成５（1993）年-

- **課税価格の合計額が10 万円以下**の輸入貨物を対象に、３％、５％、10%、15%、20%、従量税（7種類）の**６区分（12種類）の簡易税率を導入**。
- 関税無税品、犯罪に係る貨物及び国内産業に対する影響等を考慮し一部の品目は簡易税率の適用から除外。
- 簡易税率がガット譲許税率を上回る品目については、ガット違反となることから、輸入者が一般の関税率の適用を選択できることとした。

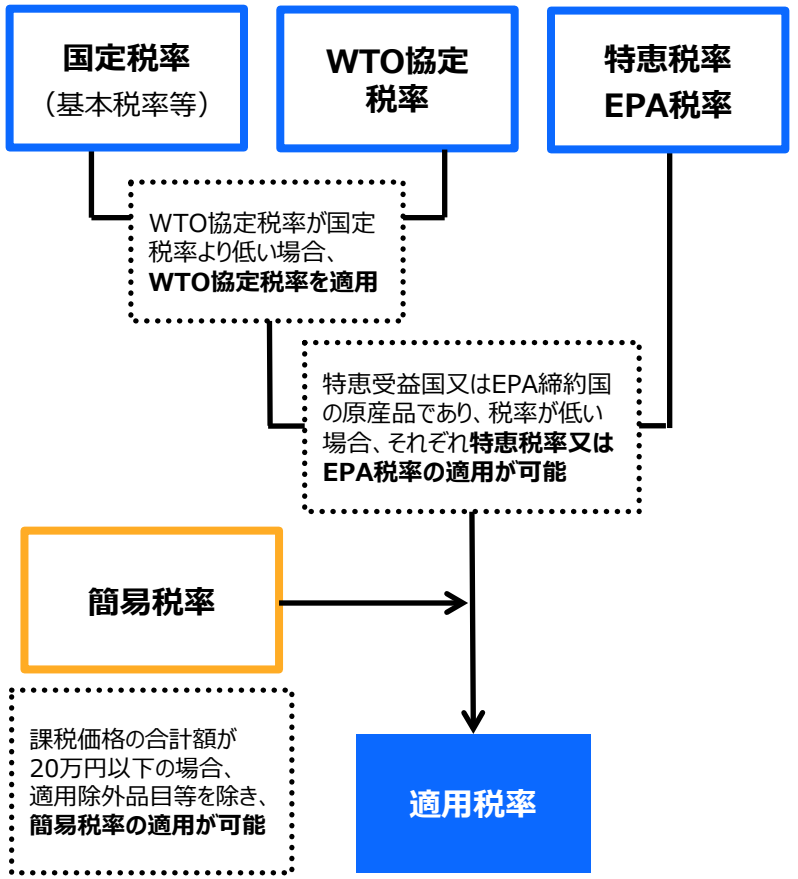
＜税率水準の見直し＞ -平成14（2002）年-

- 平成７（1995）年1月以降ウルグアイ・ラウンド合意の実施等により、一般の関税率の水準が大幅に低下したことを受け、**簡易税率が一般の関税率の水準並みになるよう、簡易税率を引き下げ**。
- 無税（新設）、３％、５％、10%、15%、20%、従量税（3種類）の**７区分（９種類）の簡易税率を設定**。

＜適用対象の拡大＞ -平成26（2014）年-

- 一層の貿易円滑化を進めるため、**適用対象額を課税価格の合計額10 万円以下から20 万円以下まで拡大**。

（参考）適用税率決定の流れ



少額輸入貨物に係る簡易税率の見直し

環境の変化

○ 越境EC を含めたネットショッピングの利用は年々増加。近年、**少額輸入貨物（課税価格の合計額が20万円以下）の輸入許可件数は顕著に増えており、今後も増加する見込み**。国別では、**中国、次いで韓国**を原産地とする輸入件数が多い。

○ 平成14（2002）年のシンガポールを皮切りとして、日本は**20のEPA（経済連携協定）等が発効**。

適用実態

○ **簡易税率が適用された申告**の割合は**1%程度**。**EPA税率が６割超**に適用。簡易税率の**適用除外品目**（ニット製衣類等）の申告は**３割超**。調査したところ、実際に適用された税率（**適用税率**）**が簡易税率より低いものが多い**。

少額輸入貨物に係る対応

- **課税制度**：課税の公平性確保の観点から、消費税の少額免税制度の見直し及び個人使用貨物に係る課税価格決定の特例廃止を実施した（令和８年度改正、令和10年４月施行）。
- **水際取締り**：通関業者・保税業者の適正な業務運営の確保、簡易・迅速な通関手続の一時利用制限、プラットフォーム事業者との連携等の取り組みを進めている。

➢ 通関業者を始めとする貿易関係者及び税関においては様々な対応を実施している。そのため、**効率化が可能な部分については見直しを行い、課題への対応に一層注力できる環境を整える必要**。

（参考）価格帯別輸入許可件数

～１万円：少額免税対象　～20万円：簡易税率対象

課税価格の合計額	~1万円	1～20万円	20万円~
令和元年	3,273万件	**601万件**	695万件
令和７年	2.1億件	**997万件**	734万件

【関税・外国為替等審議会答申（令和7年12月19日）】Ⅲ. 引き続き検討すべき事項
（中略）通関実務への影響は相互に関連することから、残る検討課題である関税の少額免税制度や少額輸入貨物に係る簡易税率については、個別の制度のみならず、課税制度全体の俯瞰した検討を行うことが適当（後略）

改正の方向性

通関業者や税関の事務負担を軽減し、貿易の円滑化と適正かつ公平な関税等の徴収の両立を実現する観点から、**現在のEPA税率等を踏まえた税率の水準の見直し**や国内産業に対する影響を踏まえた**適用除外品目の見直し**をすることが適当ではないか。

少額輸入貨物に係る簡易税率の改正案

○ **税率水準**：直近の貿易実態を反映できるよう、令和7年度の**関税負担率**（＝関税額／貿易統計の輸入額）**を参考**に、**国内産業や消費者への影響等を考慮し税率水準を検討**し、**20%、15%、10%、５%、３%、無税の６区分（６種類）**の簡易税率に整理。

○ **適用除外品目**：ニット製衣類、身辺用模造細貨類（卑金属製以外）、調製食料品の一部（サプリメント等）、精製塩等については、簡易税率の対象とする方向で検討。

※アルコール飲料の簡易税率従量税については、EPAの進展を受け、20万円以上を含めた輸入申告において、従量税の使用割合が減少していることを踏まえ、廃止の方向で検討。

※手続関係：簡易税率を適用する場合、原則一つの輸入申告における全ての品目について簡易税率を適用することとされているが、 利便性向上の観点から、 一つの輸入申告において品目毎に簡易税率と一般税率を併用して適用することを認める方向で検討。

税 率 区 分

現 行

番号	税率	具体的な品目例
1		アルコール飲料（従量税）
	70円／L	(1)ワイン
	20円／L	(2)焼酎
	30円／L	(3)清酒
2	20%	トマトケチャップ、アイスクリーム、毛皮製衣類
3	15%	コーヒー・茶、毛皮
4	10%	チーズ、肉・魚・青果等の調製品、絹織物、衣類（ニット製除く）
5	３%	プラスチック製品、ガラス製品、銅・アルミ製品、家具、玩具
6	無税	紙製品、陶磁製品、鉄鋼製品
7	５%	紅茶、香辛料、木製品、綿織物、帽子、眼鏡

改 正 案

番号	税率	具体的な品目例
1	20%	トマトケチャップ、毛皮製衣類
2	15%	チーズ、茶、アイスクリーム、サプリメント*、毛皮
3	10%	無糖ホイップドクリーム*、豆類の調製品
4	５%	紅茶、青果の調製品、焼酎・清酒、絹織物、ニット製衣類*
5	３%	肉・魚の調製品、衣類（ニット製のものを除く）、帽子
6	無税	コーヒー、香辛料、アルコール飲料（焼酎・清酒以外）、精製塩*、石油*、プラ製品、木製品、紙製品、綿織物、陶磁製品、ガラス製品、身辺用模造細貨類（卑金属製以外）*、鉄鋼製品、銅・アルミ製品、機械類*、家庭用電気機器*、眼鏡、家具、玩具

＊簡易税率の対象に追加。

適用除外品目（改正案）

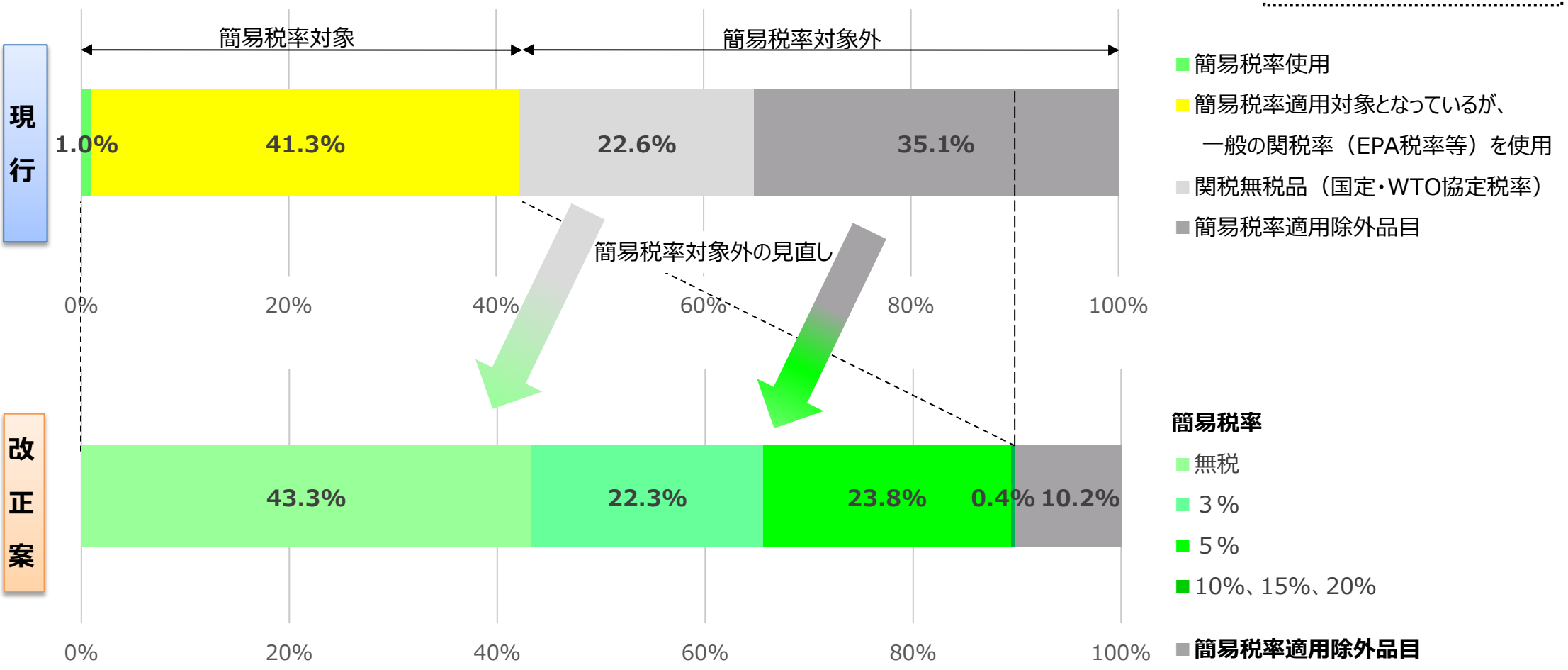
ミルク、クリーム/豆類/穀物/穀粉/落花生、こんにゃく芋/豚肉・牛肉の調製品/ココア調製品/穀物・ミルクの調製品（ケーキミックス等）/一部の海藻製品/調製食料品/たばこ/メントール/ 原皮（毛皮を除く。）・革/革製品/繭・生糸/履物/革製の携帯用時計バンド/革製の腰掛けの部分品

簡易税率改正案の適用見込み

○ 令和７（2025）年度における課税価格の合計額が１万円超20万円以下の輸入貨物の輸入申告のうち、**簡易税率の適用除外品目の申告が３割超**あったところ、今般の見直しにより、**全体の申告の約9割が簡易税率の対象**となる見込み。

課税価格１万円超20万円以下の申告における簡易税率改正案の適用見込み

申告欄数：約４千万欄



※税関の輸入申告（申告納税）データのうち、令和７（2025）年度に おける課税価格が10,001円から200,000円の申告を品目毎に集計。一申告において、複数の品目を一品目にまとめた申告（少額合算貨物）等の不明なものについては集計から除外。